

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）

最近の改正 平成二十八年七月七日法務省告示第三百七十七号

第一条 この告示において、「高度人材外国人」とは、次条の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は法第二十条第三項の規定により特定活動の在留資格への変更の許可を受け、別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者をいう。

第二条 法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを、次の表の二の項からチの項までの上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり定める。

活動を行おうとする者	あらかじめ定める活動
------------	------------

<p>イ 有効な法別表第一の一の表又は二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）に係る法第七条の二第一項の証明書（本邦において申請に係る活動を行うため所属する本邦の公私の機関が特定されているものに限る。以下「特定認定証明書」という。）を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動を行おうとする者であつて、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの</p>	<p>特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p>
<p>ロ 特定認定証明書を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動を行おうとする者であつて</p>	<p>特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は</p>

<p>、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの</p>	<p>当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>
<p>八 特定認定証明書を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の営利を目的とする法人又は法律上資格を有しなければ行うことができないこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所（以下「法律・会計業務事務所」という。）の経営又は管理に従事する活動を行おうとする者であつて、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの</p>	<p>特定認定証明書により特定された本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>
<p>二 高度人材外国人（特定認定証明書を所持する者を含む。以下この項からチの項までの上欄において同じ。）の扶養を受けて在留しようとするその者の配偶者又</p>	<p>高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p>

<p>は子</p>	<p>ホ 高度人材外国人の配偶者（本邦において当該高度人材外国人と同居する者に限る。）であつて、有効な特定活動の在留資格に係る法第七条の二第一項の証明書（本邦において行おうとする活動がこの項の下欄に掲げる活動に該当するとして交付されたものに限る。）を所持し、当該証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて、従事しようとする活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて別表第二に掲げるいずれかの活動を行おうとするもの</p>	<p>へ 高度人材外国人（当該外国人が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額とを合算し</p>
	<p>高度人材外国人の配偶者（当該高度人材外国人と同居する者に限る。）が法第七条の二第一項の証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う別表第二に掲げるいずれかの活動</p>	<p>高度人材外国人（共に本邦に転居したものに限る。）に雇用され、月額二十万円以上</p>

<p>た額（以下この表において「世帯年収」という。）が 千万円以上であり、申請人以外に家事使用人を雇用し ていないものに限る。）により、その者が使用する言 語により日常会話を行うことができる個人的使用人と して雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当 該雇用した高度人材外国人の家事に従事しようとする 十八歳以上の者（継続して一年以上当該高度人材外国 人に個人的使用人として雇用されている者であつて、 当該高度人材外国人と共に本邦に転居し、かつ、その 者の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二 十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合 を除く。）することが予定されているものに限る。）</p>	<p>の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外 国人の家事に従事する活動</p>
<p>ト 高度人材外国人（十三歳未満の子又は病気等により</p>	<p>高度人材外国人に雇用され、月額二十万円</p>

<p>日常の家事に従事することができない配偶者を有し、世帯年収が千万円以上であり、かつ、申請人以外に家事使用人を雇用していないものに限る。)により、その者が使用する言語により日常会話を行うことができ、個人的使用人として雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事しようとする十八歳以上の者</p>	<p>以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事する活動</p>
<p>子 高度人材外国人(世帯年収が八百万円以上の者に限る。)の父若しくは母又は当該高度人材外国人の配偶者の父若しくは母であつて、当該高度人材外国人と同居し、二の項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する当該高度人材外国人若しくはその配偶者の七歳未満の子の養育又は当該高度人材外国人の妊娠中の配偶者</p>	<p>高度人材外国人と同居し、かつ、その者又はその者の配偶者の七歳未満の子を養育し、又は当該高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度人材外国人の父若しくは母又は</p>

若しくは妊娠中の当該高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとするもの。ただし、高度人材外国人の父又は母にあつては、この項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し当該七歳未満の子を養育し、又は当該高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度人材外国人の父又は母の配偶者の父又は母にあつては、この項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し当該七歳未満の子を養育し、又は当該高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度人材外国人の父又は母

当該高度人材外国人の配偶者の父若しくは母として行う日常的な活動

がない場合に限る。

第三条 法第七条の二第一項の申請（以下「在留資格認定証明書交付申請」という。）の際に、法第六条第二項の申請（以下「上陸申請」という。）において前条の表イの項からハの項までの下欄に掲げる活動の指定を希望する者から疎明資料を添えてその旨の申出があつた場合であつて、当該申出を行った外国人（以下「申出人」という。）に対して在留資格認定証明書を交付するときは、当該申出人が指定を希望する活動の区分に応じて、当該疎明資料に基づき、次の各号に掲げる方法により前条の表の上欄に規定する点数を計算し、当該在留資格認定証明書に点数及び当該申出人が指定を希望する活動の別を付記するものとする。ただし、第二号及び第三号に掲げる方法により点数を計算する場合には、当該申出人が本邦において当該在留資格認定証明書交付申請に係る活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関（以下「所属機関」という。）から受ける報酬（当該申出人が外国の公私の機関から転勤して所属機関に受け入れられる場合は、当該外国の公私の機関から受ける報酬を含む。以下同じ。）の年額が、三百万円に満たないときは、その合計の点数は零とする。

一 前条の表イの項の下欄に掲げる活動 当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申

出人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、上陸申請の時点（在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定年月日をいう。以下同じ。）における当該申出人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項 目	基 準		点 数
学 歴	イ 博士の学位を有していること。	ロ 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。	三十
職 歴	イ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験が		十五

年 齢								年 収		
イ 上陸申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	ト 所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。	ヘ 所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	ホ 所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	イ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	ハ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	ロ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	あること。
十五	十	十五	二十	二十五	三十	三十五	四十	五	十	

	研究実績	
<p>ロ 上陸申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p>	十
<p>ハ 上陸申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。</p>	<p>イ 発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。</p> <p>ロ 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。</p>	五
<p>ハ 我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任を持って論文に関する問い合わせに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。</p> <p>ニ イからハまでに該当しない研究実績で申出人が申し出たものであつて、これ</p>	<p>十五）</p> <p>合は、二</p>	

	<p>らと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。</p>	
<p>特別加算</p>	<p>イ 所属機関がイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第五百七十八号。以下「高度専門職特別加算告示」という。）別表第一に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度専門職特別加算告示別表第二に掲げるものを受けていること。</p>	<p>十（所属機関が中 小企業（ 中小企業 基本法（ 昭和三十 八年法律 第五百十 四号）第 二条第一 項に規定</p>

<p> 口 申出日の属する事業年度の前事業年度（申出日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産または法人税法（昭和四十年法律第三 </p>	<p> する中小 企業者を いう。以 下同じ。 ）である 場合は、 二十） </p>
<p>五</p>	

<p>十四号) 第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。) に対する割合をいう。以下同じ。) が百分の三を超えること。</p>	<p>八 従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの(この表の研究実績の項に該当するものを除く。)があること。</p>	<p>二 申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。</p>	<p>ホ 申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。</p>
	五	十	十五

二 前条の表口の項の下欄に掲げる活動 当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、上陸申請の時点における当該申出人の

年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項 目	基 準	点 数
学 歴	イ 博士の学位を有していること。 ロ 修士の学位又は専門職学位を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）	三十 二十（経 営管理に 関する専 門職学位 を有して いる場合 は、二十

		年 収	職 歴
		イ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	イ 従事しようとする業務について十年以上の実務経験があること。
		ロ 所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	ロ 従事しようとする業務について七年以上十年未満の実務経験があること。
		ハ 所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	ハ 従事しようとする業務について五年以上七年未満の実務経験があること。
		ニ 所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	ニ 従事しようとする業務について三年以上五年未満の実務経験があること。
		ホ 所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。	
		ヘ 所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	
			八 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイ又はロに該当する場合を除く。）。
十五	二十	二十五	三十
三十五	四十	五	十
			二十
			十五
			二十
			十
			五

	年 齢		研究実績
ト	イ	ハ	<p>所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。</p> <p>上陸申請の時点において年齢が三十歳未満であること。</p> <p>上陸申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。</p> <p>上陸申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。</p> <p>次のいずれか一以上に該当すること。</p> <p>イ 発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。</p> <p>ロ 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。</p> <p>ハ 我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。</p> <p>ニ イからハまでに該当しない研究実績で申出人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が</p>
十	十五	五	十五

	認めるものがあること。	
資 格	<p>従事しようとする業務に関連する我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有し、又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格の係る基準の特例を定める件（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）に定める試験に合格し若しくは資格を有していること。</p>	五（二）以上の資格を有し又は試験に合格している場合は、十）
特別加算	<p>イ 所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度専門職特別加算告示別表第一に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度専門職特別加算告示別表第二に掲げるものを受けていること。</p>	十（所属機関が中小企業である場合は、十）

<p>ロ 申出日の属する事業年度の前事業年度において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。</p>	<p>五</p>
<p>ハ 従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く。）があること。</p>	<p>五</p>
<p>ニ 申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。</p>	<p>十</p>
<p>ホ 申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。</p>	<p>十五</p>

三 前条の表八の項の下欄に掲げる活動 当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申

出人が該当する同表の中欄に掲げる基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	学歴	基準	
点数	二十（経営管理に関する専門職学位を有している場合）	は、二十	五）
口	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイに該当す		

	職歴	年収	地位		
る場合を除く。)	イ 事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。	イ 所属機関から受ける報酬の年額が三千万円以上であること。	イ 所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	口 所属機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の	
	二十五	十	十	五	
	ロ 事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ホ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上千五百万円未満であること。	
	二十	五十	二十	十	
	ハ 事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千五百万円未満であること。	
	十五	四十	三十	二十	
	ニ 事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験があること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ホ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上千五百万円未満であること。	
	十	三十	二十	十	
	ロ 事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千五百万円未満であること。	イ 所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	
	二十	十五	十	十	
	ハ 事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千五百万円未満であること。	
十五	十	十	十		

	<p>経営又は管理に従事すること（この項のイに該当する場合を除く。）。</p>	
<p>特別加算</p>	<p>イ 所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度専門職特別加算告示別表第一に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度専門職特別加算告示別表第二に掲げるものを受けていること。</p> <p>ロ 申出日の属する事業年度の前事業年度において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。</p> <p>ハ 従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。</p>	<p>十（所属機関が中小企業である場合は、十）</p>
<p>二</p>	<p>申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与された</p>	<p>十</p>

	<p>こと。</p> <p>ホ 申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。</p>	十五
--	--	----

別表第一

- 一 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動
- 二 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動
- 三 本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

別表第二

- 一 研究を行う業務に従事する活動
- 二 本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
- 三 自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
- 四 興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの
 - イ 商品又は事業の宣伝に係る活動
 - ロ 放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動
 - ハ 商業用写真の撮影に係る活動
 - ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動